

紀環広監告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

紀南環境広域施設組合監査委員 山本 紳次

紀南環境広域施設組合監査委員 原田 覚

令和5年度

定期監査結果の公表

紀南環境広域施設組合監査委員

1 監査の実施年月日

令和6年2月26日（月）午後1時45分から午後3時00分

2 監査の概要と範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理等）の執行状況等。

3 監査の方法と主眼

本年度の定期監査は、行政監査の視点を持ちつつ、財務事務全般について次の事項を主眼として事前に提出を求めた資料及び定期監査調査表に基づき、事務局職員から説明を受け監査を実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 書類の整理及び保存は適正に行われているか。
- (3) 物品の管理は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 契約の締結及び更新手続は適正に行われているか。
- (6) 現金の取扱事務は適正に行われているか。
- (7) 補助金の交付は適正に行われているか。
- (8) その他

4 監査の結果

監査の対象箇所における事務の執行については、予算の執行、法令、条例及び規則等に準拠して、適正に事務処理されていると認められた。

- (1) 予算の執行は適正かつ効果的に行われているか。
予算の執行及び経理の状況については、適正に処理されていると認められた。
- (2) 書類の整理及び保存は適正に行われているか。
書類の整理及び保存については、適正に処理されていた。
- (3) 物品の管理は適正に行われているか。
物品の管理については、適正に管理されていた。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
財産の管理については、適正に管理されていた。
- (5) 契約の締結及び更新手続は適正に行われているか。
入札執行及び各種契約の手続は、適正に行われていた。
- (6) 現金の取扱事務は適正に行われているか。
現金の取扱いについては、適正に処理されていた。
- (7) 補助金の交付は適正に行われているか。
補助金交付規則は制定されているが、補助制度は制定していなかった。